

## 伊勢市電子入札来庁者用端末機利用要項

### (目的)

第1条 この要項は、電子入札来庁者用端末機及びプリンタ等の付帯機器（以下「端末機等」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

### (要項の同意)

第2条 端末機等を利用する者（以下「利用者」という。）は、この要項に同意したものとみなす。

### (利用者)

第3条 次の各号を全て満たす者を利用者とする。

- (1) 伊勢市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) ID・パスワード方式での見積参加に必要なユーザIDの交付を受けていること。

### (利用目的)

第4条 端末機等の利用目的は、電子入札システムに係る自由参加型見積合わせ（オープンカウンタ）へのID・パスワード方式による参加に関することとする。

### (利用時間)

第5条 端末機等の利用時間は、伊勢市の休日を除く、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

- 2 端末機等の利用時間は、原則として一人1回最大15分を限度とする。
- 3 端末機等の利用について、電話等での予約は受け付けない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、電子入札システムがメンテナンス等により停止している場合及び本市の都合により端末機等が利用できない場合はこの限りでない。

### (利用申請)

第6条 端末機等を利用しようとする者は、電子入札来庁者用端末機利用申請書（別記様式）を利用前に契約課へ提出しなければならない。

### (禁止行為)

第7条 利用者は、端末機等の利用に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第4条に規定する目的以外で利用すること。
- (2) 他事業者等と複数人で利用すること。

- (3) 端末機等の設定変更を行うこと。
- (4) 端末機等に機器及びケーブル類等を接続すること。
- (5) 端末機等の接続ケーブル類を抜くこと。
- (6) 端末機等にソフトウェアをインストールすること。
- (7) その他端末故障の原因となる行為を行うこと。

(遵守事項)

第8条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 端末機等の操作には、細心の注意を払うこと。
- (2) 利用中、端末機等の故障又は異常に気がついたときは、速やかに本市職員（以下「職員」という。）に知らせること。
- (3) 利用終了時は、電子入札システムからログアウトし、終了した旨を職員に知らせること。
- (4) 職員の指示に従うこと。

(留意事項)

第9条 利用者は、次の事項を留意しなければならない。

- (1) 操作に関して不明な点がある場合は、本市のウェブサイト掲載の「操作マニュアル」等を参照又はヘルプデスクへ問い合わせること。ただし、電子入札来庁者用端末機を使用してヘルプデスクへ電子メールで問い合わせしてはならない。
- (2) 端末機等から離れた時点で、利用を終了したものとみなす。
- (3) 入札等締切日時前等、利用者が集中すると思われる時間帯の利用を避け、時間的余裕を持って利用すること。
- (4) 端末機等の調整及び修理並びに本市の都合により端末機等が利用できない場合がある。また、電子入札来庁者用端末機から電子入札システムへの通信を完全に保証するものではない。

(利用の停止)

第10条 職員は、利用者が第7条に規定する禁止事項を行ったと認められる場合は、その時点で利用を停止させる等の措置を講ずることができるものとする。

(復旧費用の負担)

第11条 端末機等を故意又は過失により破損させた利用者又は端末機等の設定変更を行った利用者は、その復旧に係る費用を負担しなければならない。

(免責事項)

第12条 端末機等を利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害については、本市はいかなる責任も負わないものとする。

2 利用者は、端末機等の利用により発生した一切の損害について、本市に対しその責任を問わないこととする。

3 利用者は、端末機等を利用したことにより生じた自己の損害及び第三者に与えた損害について、その損害が直接的又は間接的かを問わず、自己の責任において解決することとする。

4 本市は、利用者以外の者による利用者のユーザID・パスワードを使用し端末機等を利用したことにより利用者に生じた損害、若しくは電子入札システムの運用停止、休止、中断又は制限等により発生した利用者の損害又は利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(要項の変更)

第13条 本市は、必要に応じ利用者に事前通知を行うことなく本要項を変更し、又は新たな条項を追加することができるものとする。

(その他)

第14条 本要項に定めのない事項については、本市の解釈によるものとする。

附則

(施行期日)

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

## 電子入札来庁者用端末機利用申請書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

利用者氏名

電話番号

下記のとおり、電子入札来庁者用端末機等を利用したいので、伊勢市電子入札来庁者用端末機利用要項を同意のうえ申請します。

記

※該当する箇所に○をつけてください。

目 的	
1	オープンカウンタに参加するため
2	その他（ ）
理 由	
1	パソコンのトラブル
2	インターネットにつながる環境がない
3	パソコンを保有していないため
4	その他（ ）

伊勢市使用欄	
開始時間	:
終了時間	:
備 考	